

国立大学法人琉球大学職員退職手当規程（千原事業場）

〔平成16年4月1日〕
制 定

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第34条第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）の職員（就業規則第26条の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（退職手当の支給等）

第2条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

- 2 退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、通貨で直接支給を受けるべき者にその全額を支払わなければならない。
- 3 前項の退職手当は、原則として、支給を受けるべき者の申出に基づき、その者の名義の預貯金口座に振り込むことによって支払うことができる。
- 4 退職手当は、職員が退職した日又は解雇された日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（一般の退職手当）

第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は解雇された者（就業規則第28条による解雇を除く。）に対する退職手当の基本額は、退職し又は解雇された日におけるその者の本給月額、本給の調整額及び教職調整額の月額の合計額（以下「退職日本給月額」といい、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその者の退職日本給月額の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき退職日本給月額とする。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（国家公務員共済組合法第81条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるものに限る。以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第25条の規定により退職した者（同規則同条第3項の規定により定年の特例について、特に必要があると認められる場合の者を含む。）又は25年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の基本額は、退職又は解雇の日におけるその者の退職日本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（諭旨解雇の場合の退職手当）

第4条の2 就業規則第55条第1項第5号の規定により、諭旨解雇の催告期間内に勧告に応じて退職した者に対する退職手当の額は第3条第2項の規定を適用して得た額の合計額の2分の1を限度として支払わないことがある。また、諭旨解雇の催告期間内に勧告に応じないで解雇された者に対する退職手当は、支給しない。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 就業規則第28条により解雇された者、業務上の傷病若しくは死亡により退職し又は解雇された者、25年以上勤続し、就業規則第25条の規定により退職した者（同規則同条第3項の規定により定年の特例について、特に必要があると認められる場合の者を含む。）又は25年以上の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の基本額は、退職し、又は解雇された日におけるその者の退職日本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、若しくは解雇され、死亡により退職し、又は定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（本給月額の変額改定以外の理由により本給月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、本給月額の変額改定（本給月額の変定をする法令が制定され、又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準が定められた場合において、当該法令又は給与準則若しくは給与の支給の基準による改定により当該改訂前に受けていた本給月額が改定されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の本給月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の本給月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前本給月額」という。）が退職日本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定変額前本給月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定変額前本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第9条第4項、第10条の2第1項、第11条第3項又は第17条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項に規定する他の国立大学法人等に使用される者、第9条第1項に規定する国家公務員等若しくは第10条の2第1項に規定する法人等役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第11条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第8条第5項に規定する他の国立大学法人等に使用される者、第9条第1項に規定する国家公務員等又は第10条の2第1項に規定する法人等役員となつたときは当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第8条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた他の国立大学法人等に使用される者としての引き続いた在職期間

- (3) 第8条第6項に規定する再び職員となった者の同項に規定する他の国立大学法人等に使用される者としての引き続いた在職期間
- (4) 第9条第1項の規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (5) 第9条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第10条の2第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた法人等役員としての在職期間
- (7) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして学長が認める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第5条第1項の規定に該当する者（退職の日におけるその者の退職日本給月額が国立大学法人琉球大学職員給与規程第10条に基づき、指定職本給表6号数の額に相当する額以上である者を除く。）のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日本給月額に応じて100分の2（指定職本給表4号数の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前本給月額	並びに特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給月額に応じて100分の2（指定職本給表4号数の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日本給月額に、	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその

		者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前本給月額に応じて100分の2（指定職本給表4号数の額に相当する額以上である場合には、100分の1）を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（退職手当の基本額の調整）

第7条 当分の間、次の各号に該当する場合には、第3条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額にかかわらず、次の各号により計算した額とする。

- (1) 35年以下の期間勤続して退職し、又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定により計算した額に100分83.7を乗じて得た額とする。
- (2) 36年以上42年以下の期間勤続して退職し、又は解雇された者で第3条第1項の規定に該当する者に対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (3) 35年を超える期間勤続して退職し、又は解雇された者で第5条の規定に該当する者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として第1号の規定の例により計算して得られる額とする。
- (4) 42年を超える期間勤続して退職し、又は解雇された者で第3条第1項の規定に該当する者に対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として第1号の規定の例により計算して得られる額とする。

（退職手当の調整額）

第7条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第22条第1項第1号及び第2号に規定する休職（職務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「退職手当法施行令」という。）第6条に規定する法人その他これに準ずると学長が認める団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であって職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が職務の能率的な運営に特に資するものと

して学長が認める要件を満たすものを除く。), 同規則第55条第1項第3号の規定による停職その他これに準ずる理由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち学長が認めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し, その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には, 当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円
- (5) 第5号区分 59,550円
- (6) 第6号区分 54,150円
- (7) 第7号区分 43,350円
- (8) 第8号区分 32,500円
- (9) 第9号区分 27,100円
- (10) 第10号区分 21,700円
- (11) 第11号区分 0円

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第7号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については, その者は, 当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は, 役職の職制上の段階, 職務の級, 階級その他職員の職務の複雑, 困難及び責任の度に関する事項を考慮して, 別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は, 第1項の規定にかかわらず, 当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者(傷病又は死亡によらず, その者の都合により退職した者(傷病によらず, 就業規則第27条第2項各号(第3号を除く。))の規定により解雇された者を含み, 定年に達した日以後, その者の非違によることなく退職した者を除く。)をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか, 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において, 調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は, 別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第7条の3 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手

当の額が、退職の日におけるその者の本給及び扶養手当の月額並びこれらに対する地域手当の月額の合計額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第1項、第2項、第2条の2、第5条の2及び第7条の2の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員になったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち就業規則第22条の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を本学又は退職手当法施行令第6条に規定する法人その他これに準ずると学長が認める団体の業務に従事させるための休職を除く。）の期間若しくは就業規則第55条第1項第3号の規定による停職の期間又は国立大学法人琉球大学職員の育児休業等に関する規程により育児休業をした期間若しくは国立大学法人琉球大学職員の介護休業等に関する規程により介護休業した期間、その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある休職月等（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数、別に定める事由により現実に職務をとることを要しなかった期間については、その月数）に相当する月数を前3項の規定により計算して得た在職期間から除算する。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、放送大学学園（ただし、旧独立行政法人メディア教育開発センターから引き続いて職員となった者に限る。）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（ただし、同機構就業規則に規定する教育職職員に限る。）及び独立行政法人大学入試センター（以下「他の国立大学法人等」という。）に使用される者が引き続いて職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等に使用される者としての引き続いた在職期間（当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定において当該他の国立大学法人等に使用される者としての勤続期間に含めることとされている他の機関における在職期間を含む。次項の場合において同じ。）を含むものとする。この場合において、その者の他の国立大学法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の計算については、前4項の規定を準用する。ただし、退職により、この規定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給

付の計算の基礎となった在職期間は、その者の他の国立大学法人等に使用される者としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

- 6 職員が第17条の規定により退職手当を支給されないで他の国立大学法人等に使用される者となり、引き続き他の国立大学法人等に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となった者の第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間として計算する。
- 7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 8 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 9 国立大学法人琉球大学非常勤職員就業規則第2条第1号に規定する非常勤職員が、退職手当の支給を受けることなく引き続き職員になったときは、当該非常勤職員の在職期間を職員としての在職期間に含むものとする。

（国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例）

第9条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは地方公共団体（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する条例において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等（前条第5項に定める法人を除き、退職手当に関する規程等において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている公庫等に限る。）（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合にお

いては、この規定による退職手当は支給しない。

- 5 職員を国等の機関業務に従事させるための休職の期間は、第8条第4項の規定にかかわらず職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。
- 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。
- 7 職員が、人事交流その他の事由によって、引き続いて国家公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国等の機関の退職手当に関する規定によりその者の当該国等の機関における国家公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

(本学の役員となった者に対する退職手当に係る特例)

- 第10条 職員が、引き続いて本学の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。
- 2 役員が、引き続いて職員となった場合は、第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に、その者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 - 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第8条(第5項及び第6項を除く。)の規定を準用する。
 - 4 引続いた役員としての在職期間を有する職員の退職手当の基本額は、第3条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額にかかわらず、当該職員に係る役員の在職期間について、当該役員の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(法人等役員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)

- 第10条の2 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて行政執行法人又は退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等(以下「法人等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「法人等役員」という。)となった場合において、その者の職員としての勤続期間が当該法人等役員に係る退職手当に関する規程において当該法人等役員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。
- 2 第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、法人等役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の法人等役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、法人等役員としての退職手当又はこれに相当する給与の給付を受けているときは、当該給付の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての在職期間には含まないものとする。
 - 3 前項の場合における法人等役員としての在職期間の計算については、第8条(第5項及び第6項を除く。)の規定を準用する。
 - 4 引き続いた法人等役員としての在職期間を有する職員の退職手当の基本額は、第3条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額にかかわらず、当該職員にかかる法人等役員の在職期間について、当該法人等役員の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(退職手当の支給制限)

第11条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する職員には支給しない。

- (1) 就業規則第55条の規定により、懲戒処分を受け解雇された場合
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ解雇された場合
- 2 一般の退職手当のうち、第7条の2の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で、退職の日から起算して3月前までに就業規則第55条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分を除く。）を受けたものには、支給しない。
- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第12条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第13条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職又は解雇された場合の退職手当の取扱い)

第14条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項及び第15条第3項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対し、まだ退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(懲戒処分審査中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第14条の2 職員が懲戒処分の対象として、審査をされている場合において、その処分の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、懲戒処分相当の審査により懲戒解雇を受ける事由に相当する事実が認められなかった場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者(死亡による退職の場合はその遺族)に対し、まだ退職手当が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る懲戒処分相当の審査を行うこととなった場合について準用する。

3 懲戒処分相当の審査にあたっては、国立大学法人琉球大学職員懲戒規程を準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第15条 学長は、退職し、又は解雇された職員に対し、まだ退職手当が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪について禁錮以上の刑が定められているときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止め処分」という。)を受けた者は、60日が経過した後においては、当該一時差止め処分後の事情の変化を理由に、学長に対し、その取り消しを申し立てることができる。

3 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなった場合

4 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

第16条 退職し、又は解雇された者に対し退職手当の支給をした後において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

- (1) 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき
 - (2) 当該退職した者の基礎在職期間中の行為に関し懲戒解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったとき
- 2 前項第2号に該当するときの退職手当の返納は、当該退職の日から5年以内に限り行うことができるものとする。
 - 3 懲戒処分相当の審査にあたっては、国立大学法人琉球大学職員懲戒規程を準用するものとし、返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続きその他返納に関し必要な事項は別に定める。

(遺族の退職手当の返納)

- 第16条の2 学長は、死亡により退職した者の遺族に対し退職手当が支払われた後において、退職をし又は解雇された者の基礎在職期間中の行為に関し懲戒解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部を返納させることができる。
- 2 前条第3項の規定は、遺族の退職手当の返納について準用する。

(他の国立大学法人等に使用される者となった場合の取扱い)

- 第17条 職員が、人事交流その他の事由によって、引き続いて他の国立大学法人等に使用される者となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定により、その者の当該他の国立大学法人等に使用される者としての勤続期間に通算されると定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

(雑則)

- 第18条 この退職手当規程の実施のための手続き、その他必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間における第7条第1項の規定による適用については、同項中「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。
- 3 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間における第7条第2項の規定による適用については、同項中「36年間」とあるのは「35年を超え37年以下」とする。
- 4 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間における第7条第4項の規定による適用については、同項中「44年」とあるのは「45年」とする。
- 5 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定に基づき、職員となった者に対する第8条第1項の規定による勤続期間の計算については、平成16年3月31日以前の国家公務員退職手当法の規定による退職手当算定の基礎となる在職期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 6 平成16年3月31日に人事交流により、地方公共団体又は退職手当法第7条の2第1項

に規定する公庫等（以下「地方等の機関」という。）の職員（以下「地方公務員等」という。）として在職する者が、引き続いて地方公務員等として在職した後、引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の地方公務員等としての引き続いた在職期間を職員としての在職期間とみなす。ただし、その者が地方等の機関を退職したことにより、退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成16年9月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 退職した者の基礎在職期間中に本給月額が減額改定（平成18年3月31日以前に行われた本給月額が減額改定を除く。）によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の本給月額が減額前の本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この規程に規定する本給月額には当該差額を含まないものとする。ただし、第7条の3に規定する退職の日におけるその者の本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に含まれる本給の月額については、この限りでない。
- 3 この規程の実施に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、当分の間、退職手当法、退職手当法施行令及び関係省令等に準じて取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の実施に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、当分の間、退職手当法、退職手当法施行令及び関係省令等に準じて取り扱うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の実施に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、当分の間、退職手当法、退職手当法施行令及び関係省令等に準じて取り扱うものとする。

附 則（平成24年12月21日）

- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 第7条の規定について、「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9

月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

- 3 この規程の実施に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、当分の間、退職手当法、退職手当法施行令及び関係省令等に準じて取り扱うものとする。

附 則（平成27年3月30日）

- 1 この規程は、平成27年3月30日から施行する。ただし、改正後の第7条の2及び第11条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年1月1日から国立大学法人琉球大学職員給与規程附則（平成27年2月18日）（以下「給与規程附則」という。）第1条に規定する同規程の施行日（以下「給与規程施行日」という。）の前日までの間に退職した者で、平成27年1月1日における昇給前の本給月額を基礎としてこの規程により計算しその者に支払われた退職手当の額が、給与規程附則第10条の規定による昇給後のその者の受ける本給月額を基礎としてこの規程により計算した退職手当の額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を退職手当として支給する。
- 3 前項の規定による退職手当の支給については、第2条の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「次条及び第7条の3」とあるのは「附則（平成27年2月18日）第2項」と、「職員が退職した日」とあるのは「同項に規定する給与規程施行日」と読み替えるものとする。
- 4 この規程の実施に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、当分の間、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）、退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）及び関係省令等に準じて取り扱うものとする。

附 則（平成28年3月30日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第8条第5項（「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改める部分に限る。）、第9条第1項及び第10条の2第1項の規定は平成27年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日前において独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の規定による改正前の特定独立行政法人の職員であった者の当該法人における在職期間については、改正後の第9条第1項及び第10条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 適用日前において独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）の規定による改名前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構の職員（同機構就業規則に規定する教育職職員に限る。）であった者の当該機構における在職期間については、改正後の第8条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日前において独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成27年法律第27号）の規定による改名前の独立行政法人大学評価・学位授与機構又は同法附則第2条第1項の規定による解散前の独立行政法人国立大学財務・経営センター（以

下「機構等」という。)の職員であった者の当該機構等における在職期間については、改正後の第8条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年1月31日）

- 1 この規程は、平成30年2月1日から施行する。